

## 第4回 西宮市幼児期の教育・保育審議会

### 会 議 録

日 時：平成24年1月30日(月)

場 所：市役所東館8階 801・802会議室

〔午後7時 開会〕

事務局 開会に先立ちまして、事務局より資料確認をさせていただきます。

事前配付したものとしましては、次第、第4回西宮市幼児期の教育・保育審議会資料集、第3回議事録となっております。当日配付のものにつきましては、座席表と、第5回適正配置部会の資料集を、先週金曜日開催しました関係がありまして、本日追加分として出しております。

それでは、会長、会議の進行をよろしく申し上げます。

会長 ただいまより第4回西宮市幼児期の教育・保育審議会を開会します。

本日は、ご多忙の中、しかも遅い時間にご参集くださいます。ありがとうございます。

本日は、前回の審議会以降、格差是正・こども支援が計2回、適正配置部会が3回開かれておりますので、その報告をいただき、この場で共通理解を図ってまいりたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

議事を進めていきたいと思いますが、初めに、前回の議事録について事務局よりご報告をいただきます。

事務局 第3回審議会の議事録につきまして、修正箇所等がございましたら、2月3日(金)までに事務局までご連絡いただきますよう、お願いいたします。

会長 今の説明にありましたように、修正箇所については、事務局までご連絡いただきまして、そのほかの調製につきましては、会長に一任いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

会長 それでは、傍聴の方がいらっしゃっているようです。本日は14名の傍聴の方がいらしております。これを許可してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

会長 また、今後遅れて来られる方もあるかと存じますが、そのまま認めて入っていただいてもよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

会長 それではよろしく申し上げます。

議事を進めてまいります。

議事(1)、格差是正・こども支援部会の報告を部会長よりお願いいたします。

部会長 第3回、第4回の格差是正・こども支援部会での議論の内容について、事務局からの説明も交えながら、私のほうから報告させていただきます。

今回は、3点報告させていただきます。1つ目が「特別な支援を必要とする子どもの教育・保育について」、2つ目が「認可外保育施設への支援について」、3つ目が「子ども・子育て環境について」、この3点となっております。

資料集に審議しました内容をまとめておりますので、まず初めに、「特別な支援を必要とする子どもの教育・保育について」、資料集1ページをご覧ください。

特別支援教育ワーキンググループで整理しました課題について、短期、中・長期、

継続に分けて検討を行っております。

詳細については、事務局より説明をお願いします。

事務局 特別な支援を必要とする子どもの教育・保育についてご報告させていただきます。

まず、インクルージョンの理念に基づく教育・保育のあり方については、中央教育審議会での論点整理、幼稚園教育要領・保育所保育指針などを踏まえて、「すべての子どもたちの幸せを願う」という視点に立って、本市の特別な支援を必要とする子どもの教育・保育の方向性と、具体的な取り組みについて審議を行いました。

3ページをご覧ください。

課題整理については、次年度からでも実施が可能と考えられる「短期の取り組み」、課題解決に向けての検討が3年程度かかり、漸次実施していく必要があると考えられる、あるいは国の動向を見据えながら段階的に実施していくことが望ましいと考えられる「中・長期の取り組み」、そして、今まで取り組んできたことを引き続き充実させる「継続の取り組み」に分けて検討を行いました。

まず、「短期の取り組み」ですが、「専門職等の指導・助言について」です。

各施設・機関が現在それぞれで指導・助言体制を築いているために、体制の再構築が課題となっております。また、公立・私立、幼稚園・保育所の関係なく、幅広い専門家等による巡回相談や、指導・助言を受ける機会の充実が求められています。そこで、特別支援学校による地域支援を私立学校園や保育所等にも広げ、巡回指導体制を整えていくことを目指すとともに、本市にあります多くの大学と連携するシステムの構築を検討することが必要と考えられます。

次に、4ページ、「人材育成や研修について」です。

市教委が主催します特別支援教育コーディネーター研修をこれまでも毎年行ってきましたが、24年度より、私立幼稚園や公立・私立保育所にも参加を呼びかけ、連携した研修を考えております。また、私立の学校園における特別支援教育の実践や、福祉で育まれた支援計画の作成などの相互交流の検討も必要と考えます。

次に、「中・長期の取り組み」です。資料集5ページになります。

「相談体制・施設の選択」については、相談窓口の明確化、情報の共有や専門機関へのつなぎなど、専門機関の相互の連携の強化が課題にあります。これについては、児童発達支援センターとして再整備されるわかば園が中核となり、特別な支援を必要とする子どもの乳幼児期からの総合的な相談窓口として、関係機関とのネットワークを築き、福祉と教育が連携した望ましい相談体制の一体化を検討していく必要があると考えます。

「入園・入所決定の体制」については、資料集5ページの真ん中にあります図のように、現在は、幼稚園、保育所が独自の方法で入園・入所の決定を行っております。そのために、市全体で入園・入所を保障するために、加配職員の配置などの仕組みや基準の整備を行う必要があります。また、入園・入所後の望ましい支援のあり方についても、各関係機関のより一層の連携が必要です。できる限り市全体で就学前の子どもの入園・入所を保障していくための枠組みづくりの検討、入園・入所

判断のための共通尺度の作成についての検討を行う必要があると考えます。また、特に重度の障害のある子どもの保育に対しましては、国の動向も踏まえた議論が必要であると考えます。

最後に、「継続の取り組み」です。資料集 6 ページをご覧ください。

発達障害やその傾向がある子どもたちへの対応についての課題としましては、保育者が適切な保育を行えるように、人員体制の充実や専門家等による指導支援、研修の充実が挙げられます。また、保護者の不安や負担を軽減するような支援が必要であり、乳幼児期からの総合的な相談・支援体制の確立、その中核的役割を果たす機関が求められています。今後、保護者の不安や疑問に寄り添い、早期の気づきを促し、支援していく体制の整備が必要です。

人員体制の充実については、公立幼稚園においては、保育補助員制度を発展させた特別支援教育支援員の配置、私立幼稚園への支援については、どのような助成が望ましいか、私立幼稚園を交えた検討を行い、一人一人の教育的ニーズに応じた適切な支援の充実と、特別な支援を必要とする幼児の安定した入園・入所体制の整備、保育所では、加配人員のあり方を研究し、配置していくこと、また認可外保育施設とそこに入所する子どもへの支援のあり方について検討が必要であると考えます。

保育内容については、支援を必要とする子どもたちには、集団の中で経験を積むことにより、社会性や豊かな人間性を培うとともに、自立のための基礎を培う個別の保育も必要となります。子ども一人一人がよりよく生き、望ましい未来をつくり出す力の基礎を培うための保育内容や保育方法を検討していくことが必要であると考えます。

そこで、特別支援教育・保育の理念に基づき、これまでから培ってきた、ともに生きる力の基礎を育成する保育内容や保育方法の維持、継承発展させていくこと、さらに、ライフステージを見通した適切な指導・支援をするためのツールとして、「みやっこファイル」の活用を促進し、幼稚園、保育所、関係機関での一貫性のある教育・保育を目指す必要があると考えます。

部会長 続きまして、「認可外保育施設への支援について」、資料集 8 ページをご覧ください。

現在、この議題については、事務局で預かって検討していただいているところですが、他市の事例や西宮市内の認可外保育施設からの要望等について整理を行っております。

この詳細について事務局より説明をよろしく申し上げます。

事務局 資料集 8 ページ、第 2 項目の「認可外保育施設への支援について」の説明をさせていただきます。

まず、8 ページに、「(1) 中核市及び近隣都市における認可外保育施設への助成の状況」という表があります。この表は、中核市、近隣都市における認可外保育施設への助成の状況について調査を行いました結果を表にしたものです。この表では、大きく、施設補助、利用者助成といった分類で書いております。

助成の内容については、市によって多種多様なパターンがあります。また、助成

の制度内容も、それぞれ多種多様なものですから、10・11ページに「他市における認可外保育施設に対する助成制度の例」としてまとめております。ここで挙げたものは、決して代表的な例というわけではないのですが、こういう例がありますよということの見本としてまとめております。

まず、10ページの最初に挙げておりますのが、「運営費等に対する助成制度の例」です。大きく類型に分類しますと、1つ目が、条件を満たした認可外保育施設に対する助成、2つ目が、待機児童を受け入れる認可外保育施設に対する助成、3つ目が、特別な保育ニーズを満たす認可外保育施設に対する助成と分けることができるのではないかと思います。それぞれの例をここに書いておりますが、具体的な金額や条件は、本当に自治体や地域によって異なっておりますので、これがすべてであるとか、これが標準的なものであるというわけでは決してありませんが、助成制度というものがどういう形でなされているのかというイメージとしてまとめたものでございます。

施設補助に関して言うと、児童の健診に対する助成制度がよく見られます。これに関しても、1つ目が、必要金額の一部に対する助成、2つ目が、施設ごとの一定額の助成、3つ目が、児童ごとの一定額の助成と類型化できます。これも、先ほどと一緒に、金額、内容は、地域、自治体によって異なっております。

11ページにまいりまして、3つ目の「利用者に対する助成制度の例」として、3つの例を挙げております。1つ目が、第3子以降の子どもに対する助成で、第3子以降で認可外保育施設に入っているなどの条件を満たす場合に何らかの助成があります。2つ目が、認可外保育施設利用者に対する助成として、保育に欠ける子どもの利用状況により助成するケース、3つ目が、保育料の軽減を目的として施設に対して何らかの助成を行っているケース、そういう類型があります。

他市における状況については、このような形で調査した結果をご報告しました。

恐れ入りますが、9ページに戻っていただきたいと思っております。

9ページは、「(2) 指導監査における認可外保育施設からの要望事項等」です。これは、本市の保育所事業グループが行っております認可外保育施設に対する指導監査の際にありました市に対する要望事項を整理したものです。

大きく整理しますと、何らかの助成制度が欲しいということや、経営環境に関するもの、健診に関するもの、研修に関するもの、情報や連絡、監査基準、その他という形で分類しております。

こういう調査結果を部会でご報告させていただきました。

本市における認可外保育施設に対する支援については、先ほど部会長がおっしゃいましたように、支援のあり方や内容等について事務局で一度お預かりさせていただき、改めて部会に諮らせていただくことになっております。

これに関連しまして、適正配置部会では認可外保育施設に対しましてアンケートをとっておりますので、この報告については、後ほどの適正配置部会の報告の際にさせていただきます。

部会長 最後に、3つ目の「子ども・子育て環境について」です。資料集12ペー

ジをご覧ください。

これまで、子どもの遊び場について検討してきましたが、今後に検討していくトピックとしまして、4項目に整理を行ったところです。

詳細について事務局から説明をお願いします。

事務局 子ども・子育て環境について、今後の方向性を検討してきましたので、ご報告します。

諮問項目1の「幼稚園・保育所、公立・私立、家庭や地域における子育ての役割について」を答申するに当たり、地域における子育て支援のあり方を検討することが趣旨であります。

これまで、放課後や休日の遊び場・居場所として、生きる力の育成につながる子どもを取り巻く環境のあり方について研究・検討を進めてまいりました。具体的には、自然に触れる外遊びができる遊び場づくりに向けて取り組んできました。

この中で、遊び場環境の開発や整備においては、1、自然と触れ合いながら遊べる環境の整備が必要である、2、大人が関与しなくても遊べる安全な環境の整備・運用、3、見守る保護者の意識の啓発といったことを、行政ではなく、NPOや地域が中心に進めていくことが適切であり、その際に、「子どもが中心」という視点が最大限重視されなければならないことが確認されました。

これらの取り組みを、トピック「豊かな自然環境にふれての遊び」を中心としたものとして位置づけることとしました。12ページの上の表の部分です。

このように位置づけてはみたのですが、トピック同士もいろいろなことで関連しますので、12ページの下の表のように整理しました。網かけをしている部分が、「豊かな自然環境にふれての遊び」とかかわるトピックです。

そこで、今後の検討課題を設定するに当たり、「豊かな自然環境にふれての遊び」については関連が余り見受けられなかったトピックに焦点を当て、4つの取り組みを設定しました。それが、13ページの表組みになっているところです。「1.食生活にかかる取り組み」、「2.ふさわしい言葉にかかる取り組み」、「3.文化にふれる取り組み」、「4.生活習慣・生活リズムにかかる取り組み」、この4つです。これらを順番に検討していくことで、幼児期の遊び・生活を全般的に網羅しながら、さらに具体的に子どもの実態や暮らしから離れてしまわないように見ていこうという計画です。

次回の格差是正・こども支援部会から、食生活に係る地域における子育て支援のあり方について検討してまいる予定です。

部会長 議題が非常に多い中で、多くの意見を出し合い、何とかここまでまとめることができました。

本日のこの審議会におきましても、さらにご意見をいただきまして、方向性としてご承認をいただくものと継続審議をするもの、この2つに分けて整理できればと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

まず1つ目、「特別な支援を必要とする子どもの教育・保育」については、部会での3回の審議を踏まえまして、今回まとめとして提出させていただいております。

審議会でも、ご意見をいただいた後に、特に持ち帰って検討するものがなければ、この審議会の場で方向性としてご承認いただければと考えております。

2つ目の「認可外保育施設への支援」と3つ目の「子ども・子育て環境」については、今回のご意見を踏まえて、引き続き私どもの部会で議論を深めていくことができると考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

会長 まず、資料の見方や作業部会での審議の内容を踏まえまして、何か質問等はありませんか。

委員 3ページの短期の取り組みで、具体案として「特別支援学校におけるセンター的機能を、公立の学校園にとどまらず」というところがあります。これは、今まで余り出てこなかったのかという気がしています。前に見せていただいたものが、わかば園があって、そのアウトリーチで北山学園などあって、そうすると、短期で特別支援学校が出てきて、中期では関係なくなっていくことなのか、そのあたりの関係が全くわからないのです。どのように継続していかれるのか、このネットワークみたいなものと一緒にやられるのかどうか、全然わかりません。将来像の中にもそれが明記していないような気がするのですが、そのあたりはどのように考えられているのですか。

部会長 まず、見ていただいたらいいのは、5ページの「中・長期の取り組み」のところ、ここが将来的にわかば園を中心にしてこういうイメージになるということです。将来はここに向かうんだけど、来年度からでも専門職や専門機関の指導・助言についてはこういうこともできるということだと見ていただいたらいいと思います。学校の種類によってではなくてですね。委員、いかがですか。

委員 今、部会長がおっしゃったようなイメージで、今もやっているのですが、それがほとんど公立の幼稚園や、一部公立保育所も含んで、小・中学校を中心に、西宮養護や県立特別支援学校から各学校園へ出かけて、先生方の相談や保護者の相談に対応しているような体制があります。将来的に、保育所も含めて、市民も含めた中の総合的なものの中に、できればそういう養護学校でやっているような地域支援も、体制の中の一つとして組み込めていけたらなという思いはしています。ただ、短期的に今すぐということになると、部会長のおっしゃったような形で始められるかなと思います。

委員 部会長のお話と委員のお話は、ちょっと違うのかなと思うのです。委員のお話ですと、長期的にもそれを含めてやっていくということですね。でも、部会長のお話では、短期的にはこういうこともありかなということで、中長期的にはそれはしないという話に聞こえたのです。そのあたりは、方向性をちゃんと決めて、多くの人たちにかかわっていただけるのなら、多くの人たちにかかわっていただくことが大事でしょうし、また、保育所などは特に0歳から6歳までですから、結構長期にもなりますので、できるだけ途中で変えるのではなくて、長期的に見れるような形での図のようなものと関連性のようなせのを考えて、していったほうがいいのかなと思いました。

部会長 私が申し上げたのは、短期のところは来年度、単年度で終わるとか、そ

ういう意味ではありません。できるところからしていきます、それを短期でまとめております。よろしいでしょうか。

会長 そのほかにありませんか。

委員 今のと同じ3ページの短期の取り組みですが、具体案として、「地域支援として相談・支援体制を私立の学校園や保育所」、そこまではいいのですが、「在家庭等にも拡げ」となっています。具体的に在家庭にどうやって拡げるおつもりをしてらっしゃるのか、お聞きしたいのです。

事務局 在家庭といいましても、全くどこにもつながりないということではなく、例えば砂子医療福祉センターとつながっているけれども、幼稚園・保育所には行かずに家にいる子どもさんもいらっしゃいます。そのあたりは、いろいろネットワークを築いて、必要なときには支援に入るといったイメージです。

委員 既に砂子などに行かれている場合ならいいのですが、まだ小さい子どもであれば、どこにもつながっていない家庭もありますよね。そういうところに対してはどのようにされるのですかということです。

事務局 中長期的な話になりますが、先ほど話が出ましたように、肢体不自由児通園施設であるわかば園を建てかえ、再整備していきます。その中で、いかに地域での発達を支えていくか、育ちを支えていくかという形での仕組みづくりについて検討しているところです。そういう中で、幼稚園や保育所、学校だけではなく、在家庭を含めて、その支援などを中期的には検討していきたいということです。

委員 これから後なのですね。

事務局 はい、そうです。

会長 今、骨子の検討をしているところで、委員と委員から出たところは、具体的な施策を実行している段階では非常に重要な視点だと思いますので、どうぞここで意見を記録しておいていただけたらと思います。これは、これからの具体案を考えていかれるところで、重要なこととして採用していただけたらなと思います。

そのほかに何かございませんか。

委員 部会のときにも聞いていたのですが、特別支援の重度な例は、「国の動向を見据えて」となっています。これは自園の例ですが、近所の方が、例えば酸素吸入をしながらでない保育を受けられないような2歳ぐらいの子どもで、「将来的に幼稚園へ行けるのか心配だ。公立幼稚園でもちょっと難しいと言われてる。いろいろなところで相談したときに、どこでも窓口での対応が冷たいように感じる」とおっしゃっていました。決して激しく訴えられているのではなくて、非常に残念な思いで、「どこにも断られるんだ」ということで、今うちに相談に来られているいますので、ぜひとも受けたいなという思いと、でも、丁寧な対応ができないといけないという心配とがあります。

この「国の動向を見据えて」というところは、どうなっていくのかなと思うのです。いい意味で、この審議会ですらこれだけ人員配置のことなども検討されて、特別支援について西宮市は特にいい方向に向いていくことが見えてきていますので、ぜひとも本当に一人一人、軽度であっても重度であっても、みんなが受けたい教育なり



保育なりを受けられたらいいなという思いがあります。

前に「受け入れ」という言葉に非常にひっかかるんだというお話をさせていただいて、そういう言葉がなくなって「入園・入所」と変わっていて、言葉の上でも変わってきたことはすごく進歩だと思います。ですから、重度のところはまだ特別な扱いということが、せっかく「子育てするなら西宮」ですから、どの方も安心して子育てができる環境として早急に対応していただけたらなと願うところです。

国の動向ではなくて、事例として、他市ではこのようにして解消しているとか、支援のいい例があって、西宮市の独自のものがこういうところに見出せるのではないかということがあるのなと思ひまして、ずっとこの間からひっかかっていますが、いかがでしょうか。

事務局 今のところ、具体的にこういう例があるというのは、こちらもつかめていませんし、他市でもなかなかそのあたりができていないのが現状です。大きな課題でもありますので、そのあたりを今後どうしていくかは検討していかないといけないと思っています。

委員 ごくごく最近に文部科学省から医療的なケアのあり方みたいなことについての通知が出ましたね。法律がかかわってくるから、管理職もおいそれと、「こういう子が入るからやってください」と学校の先生方に言えないのですね。ところが、先生は、目の前にいて、見るに見かねている。しかも、「痰の吸引」といっても吸うだけで簡単だから、看護師がやらなくても、自分がやってあげるわ」ということでやっていて、もしも何か医療過誤があったときに、責任をどうするのかという問題があるので、非常に丁寧な対応を今の支援学校ではやっているところです。来年からは、指導看護師のもとに、ちゃんと研修を積んだ教員が一部医療的なケアをやっていいということになるということは聞いたのですが、今おっしゃったような方向性は、僕も大事にしていきたいなという考えでは一緒です。

委員 その方向性をここで示しておいていただけると、それに向かっているんだなと見えますので、「国の動向で」がという言葉が残るよりは、西宮市独自にそういう方向性を見出したいということが明記されたいなと思っています。

会長 今、わかば園が中核となってという方向性が出されているわけで、委員や委員が言われたような個別支援に向けた方向性も、少し具体的に示していただければいいかなというご意見かと拝聴しました。

そのほかにありませんか。骨子が3つありまして、今は特別支援の話が出ていますが、認可外保育施設への支援の問題と、子ども・子育て環境の問題とが報告されました。今はずっと特別支援が中心ですが、そのほかに、認可外保育施設への支援についても、何かご意見等はございませんか。8ページから11ページにかけて整理されています。他市の例等、いろいろと載ってしまっていて、私もとても興味深く見させていただきました。ここの方向性については、事務局預かりということで、具体的なことは今後の課題とはなりますが、現在のところ何かご感想なりご意見がありましたら発言していただくと、今後生かせるかなと思います。

委員 感想でもいいですか。

9 ページに要望等についての概要が書かれているのですが、その中で、上から 4 番目の「研修」のところには 3 件あって、一番上に「認可保育所保育者向けの研修に参加したい」と書かれてあります。研修に参加するだけであれば、次年度からでもできるのではないかと思いますので、西宮市の子どもたちを育てる保育者の力量を高めるために、研修と一緒に参加できたらいいなと思って読ませていただきました。

会長 西宮市ではもうされているのではないですか。

事務局 保育者のほうですが、職員専門研修を年 4 回しておりまして、そちらへのご案内はさせていただいております。このたびも、10 名ほどのご参加をいただいて、少しずつ歩んでいるところです。

会長 そのほかに何かございませんか。

委員 今、認可外保育施設に関して事務局の方々が検討してくださっている最中なのですが、先日、国のほうから総合こども園のことが出まして、ちょっと前には、国の計画としていろいろなことが明らかになっているのかなと思います。その中で、認可外保育施設に対する補助なども、国のレベルから、今までもありながら、それより少し字が濃くなったというか、具体的に国のほうからも出ています。

ですから、今、事務局で取り組んでいることに関して、認可外というのは、必要悪ではなくて、認可外を必要だとされているので、そこにいる子どもたちの保育の保障というものをしっかりと考えていただいて、特に補助等を考0えていただきたいと思います。

研修に関しても、研修には出たいけれども、研修の間、保育を離れるときのサポートがどうなっているのかもあるので、もし研修があって、研修に行きたいと思われていても、少人数でぎりぎりで行っていらっしゃるところは、なかなか研修にも出られないことも押さえた上で、そのことも込みで、研修をお伝えしているし、研修環境は整えているから、どうぞというのではなくて、研修に行ける体制みたいなものも含めて考えていただけたらありがたいなと思っています。

最近、うちのほうにも、指導監査のときの要望だけではなくて、どういう要望がありますかというアンケートが回ってきました。そのアンケートの結果なども報告していただいて、それを踏まえた上で進めていただけたらありがたいと思います。

会長 今、委員から、恐らく皆様方のお手元に認可外保育施設の状況調査の結果が上がっていると思いますが、これはまた後ほどですね。

事務局 適正配置部会のとくにあわせてご報告させていただきます。

会長 今の視点もとても大事で、確かに研修に出たら後は誰が見るかというのは重要なところです。

委員 後ほど適正配置部会の報告があるということですので、そのときでもいいのかなと思っていたのですが、今言われたように、新システムの分が大分動いていて、3 月ぐらいをめどに方針が出ることになっています。どのようになるのか、ちょっと危ういところもあるのかなと思って見ているのですが、そのあたりも含めて見ておいたほうがいいのかと思うのです。

もう 1 点は、適正配置部会の中でいろいろと話しながら、格差是正・こども支

援部会のほうでも話をしていると、そろそろこのあたりでまとめて話してもいいのかなという印象を受けました。

今日の資料を見ていて、一応資料が出ているというだけのことですね。3月には出ますので、そのあたりの方向性を見ながらやったらいいのかなという気がします。

会長 まだ確定的でないので、その部分は今後の課題とさせていただきます。

委員 まとめてやるということに関してはどうですか。話をするのに結構関連をしているので、まとめて話をしたほうがいいのかなという意見です。

事務局 今、委員からお話のありました、認可外保育施設に対する助成と、適正配置部会のほうでも待機児童対策としての認可外保育施設の利用という形で、それぞれのテーマで扱っているところがあります。これは、それぞれ別々にやっていることの意味合いとともに、あわせて検討していく場などを考えていくことも必要になってこようかと思います。今ご指摘がありましたように、国の動向や、先ほどのアンケートの結果など、今までの検討内容を含めて、どういう形で部会で扱っていただくかも含めて、整理してこちらのほうから審議をお願いするようになっていきたいと思います。

会長 そのあたりは、今のご意見を参考にさせていただいて、よろしく願います。

まだもう1つ課題として「子ども・子育て環境について」が挙げられておりました。資料集の12・13ページで先ほど説明がりましたが、このところについて何か質問等はありませんか。

委員 本当にいい方向で今のお話が出てきて、こういう話ができるのがこの審議会の中で意義深いところかなと思います。

幼稚園教育要領と保育所保育指針に準拠した内容をここに網羅していただいで見ていくことはうれしいのですが、今後、こういうテーマをやって、「こういうのはいいね」で終わるのではなくて、例えば食生活のこういう話をしたら、ここから西宮市で食にもう一度こだわって、幼児教育を見直す視点のために、例えばこの日は給食をやめてお弁当の日にするとか、そういうことを西宮市が取り組んでみるとか、そういうものが見出されたらいいなと思います。ただただ審議会の中で「こういうことを理想と考えます」と打ち出されて、それで終わりではなくてですね。

特に遊び場のことも、今後、審議会の中で行政がかかわってやっていたら、なかなか進みにくいと思うので、NPOや、独自にプロジェクトができてきたら動きやすいという方向性を見出せたと思うのです。そのように、一つ一つに何かつながりのあって、今後目に見える動きとして変わってくるような方向性があっていいなと思って見えています。

会長 おっしゃるとおりですね。本当に参考になるご意見だと思います。

私が感想を言っているのかどうか分かりませんが、ほかのところと比べると、ここはかなり具体的に方向性が出ていて私は見せていただいて、やはり委員さんの力かなと思いました。

事務局 今、これをどのように落とし込んでいくか、生かしていくかというお話

がありました。この審議会としては「こんな方向、理想を掲げます」ということになるのですが、ほかで何かをしようとしたときに、審議会でこういう方向性が示されていることが一つの根拠になっていく、後押ししていくようなものにしていく部分と、実際に地域からこんなことをしたいと言われたときには、もちろん行政は、「知りません」じゃなくて、一緒に考えていきたいと思いますというように、主体をどこに置くかと考えたときに、行政だけが主体として走っていくと違う方向もあるので、そのあたりについては、一緒にやっていくときの大きな骨づくりをしているという位置づけ、そして、これを受けて、今後、どの団体、どのセクションになるかわかりませんが、開いていくようなことで、尻すぼみだけにはしたくないなということで取り組んでいきたいと思っております。

会長 ぜひともよろしく申し上げます。たしかプレーパークとか、そのほかの活動をなさっている方が西宮にはたくさんいらっしゃると思いますので、どうぞそことも連携をとりながら、具体的に案を進めていただければと思っております。

そのほかに何かございませんか。

部会長、次の議題にいく前にお話を伺えますか。

副会長 委員もおっしゃったし、会長もおっしゃったように、部会ではすごく丁寧に議論しておられるなと思ひまして、後に向けて緊張しております。

マイクを持ちましたので、一つ一つにコメントをさせていただきます。

1の特別支援のことは、全くもってこのとおりだと思います。

アウトリーチという言葉も出てきていますが、アウトリーチは、私が個人で考えるのには、出向いて行って、ニーズを聞き取ったり、いいサービスを提供するものなのですが、センターでどれだけ専門的なことをやっているかが大事だと思うのです。センターで専門的なことをやるからこそ、それに対してアウトリーチができるし、ニーズを吸い上げて、またセンターの専門性を上げていくことが大事になると思います。多分そのセンターが新しくできるところになるのだと思うのですが、そのセンターの専門化や多機能性も並行して提示していただきながら考える必要があるのではないかと思います。何でもかんでもアウトリーチすればいいのかということではないということです。多分そういうことは議論されていると思いますが、ひとつご確認いただきたいなと思います。

2の認可外保育施設についても、これからどうするのかということで委員がおっしゃったとおりだと思います。これは事務局とも話をする機会があったのですが、保育内容のことも含めて、基準というか、保育内容を格差と言っていいのかわかりませんが、このあたりを今後どうしていくのかを考えていく必要があるのではないかと思います。認証の基準をつくったから前に進めるかどうかは別にして、このあたりのことも考えると、私自身は、認可外保育施設の問題については、逃げているわけでも何でもありませんが、格差是正・こども支援部会のほうで論議していただくほうが適正ではないかなと思います。それを受けて、そういう認証基準がしっかりできる、もしくは前に進めましょうという話があってから、次に適正ということ

で考えるのかな。役割分担というか、集中するのであればそういうことかなと思いました。

もう一つ、子ども・子育て環境については、会長のおっしゃったとおりだと思います。恐らくこのあたりのことは、適正配置部会でも共有しなければいけないですね。「子どもの育ち」というところの理念的なところ、方針のところですので、ぜひ共有させていただかなければいけないなと感じました。

事務局の説明で「取り組み」という言葉が何回か出てきて、「取り組んでいきます」とか、資料集には「取組例」とあるのですが、これの主体がどこにあるのかがまだ不明確で、市の事務局とどこがするのかということですね、そのあたりのことは今後ご検討いただけたらいいかなと思います。

会長 こうなると、次の意見が言いにくくなるでしょうが、まだお時間が少しありますので、何か補足その他質問がございましたら。

委員 現場の状態ですが、現場で20年以上この仕事をさせていただいているのですが、子どもの命を預かるためにとか、いろいろなことがどんどんよくなっている。その反面、現場の保育士のすることがすごく増えていっているという現状があります。精神的にダメージを受けて辞めてしまったり、通院したりという先生方が出てきているという現状の中で、理想はあるのですが、できるだけ現場の保育士さんたちの負担ということも考えながらしていただきたいと思うのです。理想は幾らでもあるのですが、どんどんやっていくと、あれもこれもという形で増えてしまって、ではどこを減らしたらいいのかというところも減らせない、ずっと増え続けているのが、この20数年、私が保育に携わっているところの悩みです。確かに睡眠チェックで10分おきに見るとか、そういうことは確かに大事です、ものすごく大事なのですが、それに追われて、本当に子どもとかかわる時間がない。そういう現状になっているという問題点も踏まえながら、検討をしていただきたい部分もあるかなと思います。

会長 確かにそこは大事なところですね。恐らくこれは、認可外であろうとなかろうと、現場サイドが一番悩んでいる課題だと思いますので、今後、十分にその点は論議していただきたいと思っております。

委員 先ほどの委員のお話にも関係しますが、13ページの から までの項目がありますが、これを全部見ていたら、昔、各家庭でやっていたことなのです。これを今では、行政ではない、NPO等の力をおかりして、地域でやっていかないといけなくなったのが、12ページの にあります「見守り保護者の意識の啓発」というところにかかわってくると思うのです。こういうことを本来ならば各家庭で親子でやっていたことが、今は家庭でできなくなっているのはなぜかということ、先ほどの保育士の方がいっぱいいっぱいと言われましたが、親も子育てにいっぱいいっぱい、昔とはまた違う、生きていくことにいっぱいいっぱいなので、「こういうことがありますよ」ということを保護者にもっとつついてほしいのです。こうやって見ると、本当に理想的で、やってあげたいことがいっぱいありますが、これを家庭でもできるように、市の方もNPOの方も、保護者を立ち上がらせてほしいなとす

ごく思うのです。先ほど委員がおっしゃったこともですが、これを本当に生かしてほしい。保護者が「ああ、そうだ」と気づいてほしいと強く思います。

会長 これも本当に貴重なご意見で、実際に具体的に進めるときに、部会のほうでよろしくをお願いします。

そのほかに何かございませんか。

何かありましたら、途中で結構ですので、ご発言ください。

それでは、今までの論議を確認させていただきます。

今、3つの視点が出ました。

1つ目の特別支援のことですが、これも、審議の方向性と決定事項が出ていますので、そこを皆さんにご確認いただいて、継続していくという形で了解いただけますでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

会長 2つ目の認可外については、今もご意見がいろいろと出ましたが、まだ部会のほうで引き続き継続していただくということでもよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

会長 3つ目の子ども・子育て環境のところでは、今ここで出た意見を踏まえて、部会で今後も引き続き議論を進めていただくということでもよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

会長 今審議していただいた内容については、そのように確認をさせていただきます。

委員 格差是正・こども支援部会の中では、当初ほかにも審議項目があったと思うのですが、この報告の中に入っていないことを考えると、そういうものは全部終わったと考えていいのですか。

部会長 例えばどういうことですか。

委員 例えば、格差の問題をどのように考えていくのかということで、保育所の問題や幼稚園の問題などがありましたね。そういうものは、議論は尽くされたということになっているのかどうなのかということです。というのは、今日、確認をということで言われたので、去年の会議のときにはそういう確認はとられていなかったと思うので、どうなのかと思ったわけです。

事務局 今年度23年度においては、メインになる内容が特別支援の関係と、次の部会で議論する組織の一元化とか、そのようなことを23年度においては議論させていただくということで、皆さんにご議論いただいたところです。実は、この審議会はまた24年度もありますので、そういった部分についてまた議論していただくことも考えています。そのあたりについては、来年度にこういう形のことをというのは、また事務局からお示しさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

会長 そのほかに何かございませんか。

それでは、次に進めさせていただきます。

議事(2)、適正配置部会からの報告をお願いします。

副会長 それでは、適正配置部会の報告をさせていただきます。

その前に、前回、私の体調が悪くて欠席させていただきました、ご迷惑をおかけしましたことをおわびしますと同時に、適正配置部会は、今年度、計画的に進められなかったことも、私の体調等もあつたりして、責任も感じておりますので、その点もあわせて皆さんにおわび方々ご報告させていただきたいと思っております。

それでは、適正配置部会の報告ですが、資料集14ページから「1. 適正配置に関連する情報の整理について」、17ページに「2. 適正配置の考え方について」となります。この17ページ以降については、今日用意していただいております追加資料集に、「1. 適正配置に向けた考え方について」から順番に出ていますので、それぞれ事務局から説明をお願いします。

事務局 項目1、2、3を続けて説明させていただきます。

まず、事務局より申し上げなければならぬこととしまして、先ほど部会長が触れておられましたが、適正配置部会の開催が、私どもの不手際もありまして、しばらく間隔が空いてしまったところがありました。大変ご迷惑をおかけしましたことをおわびしたいと思います。

今回のご報告では、11月29日の第3回、12月27日の第4回、1月27日の第5回に分になります。事前にお配りさせていただいた資料は、第3回、第4回の議論を踏まえたものとなっております。第5回のまとめについては、先週の金曜日に開催しました関係で、別紙資料として本日配付させていただきます。

14ページからですが、適正配置部会は、しばらく間が空いたところもありましたので、情報の整理からさせていただきます。

14ページに載せておりますのは、まず、「(1) ブロック分け」です。

このブロック分けについては、昨年度から議論されていたところで、今年の最初の適正配置部会でも確認いただいたところで、その内容の再掲となります。これはあくまでも再掲ですので、ブロック分けを変更したということではありません。

このブロック分けは、幼保小の連携を念頭に作成されておりまして、ブロックは、幾つかの小学区の組み合わせでできております。14ページの右側の表にありますように、例えば小ブロックの浜脇1は、浜脇小学校、西宮浜小学校、香櫨園小学校、用海小学校の4つの小学区を組み合わせたものとなっております。このような考え方で、市内を13の小ブロックに分けております。

ちなみに、中ブロックは、浜脇1や浜脇2のように、地域名プラス数字でネーミングされたブロックを一緒にしたものとなります。ですから、中ブロックとしては市内には8つの地域ブロックあることとなります。また、大ブロックは、塩瀬・山口の北部、大社・広田・甲東の中部、浜脇・上甲子園・鳴尾の南部の3つのブロックとなっております。

続きまして、15ページは、A3見開きで、「(2) 今後10年の児童数及び保育需要の推計について」という表となっております。これは、本年度第1回の適正配置部会でお出ししました将来の就学前児童数推計と保育需要推計について年度ごとに細かく表にしたものです。これは、各ブロックごとに、左側に、平成24年から33年

まで、0～2歳、3～5歳の児童数の推計を書いております。それに対しまして、各ブロックごとの保育所に入りたいというニーズ、保育需要の推移の予想を年度ごとに書いております。この児童数と保育需要を掛け合わせたものが保育需給状況の将来予測で、0～5歳の全体で書いておりますが、需要と供給についての関係を平成24年度から33年度まで書いております。各ブロックごとに書いておまして、一番下の合計欄が全市の状況になります。これが児童数及び保育需要の推計についての表の説明です。

続きまして、16ページもA3見開きですが、「ブロックごとの子育て関連施設の配置と状況」という表になっております。これは、先ほどの小ブロックごとに、そこに存在します子育てに関連する施設等についての情報を掲載しております。子育て支援の拠点が一番左、幼稚園として公立幼稚園、私立幼稚園、そして、公立保育所、民間保育所、家庭保育所・保育ルーム、それから、第4回の部会で認可外保育施設を追加したらどうかというご意見もいただきましたので、その横に認可外保育施設のデータをつけております。

この表をご覧くださいますと、地域ごとの子育て関連施設として、いろいろな形で地域の特色が出ているところがあるかと思えます。

続きまして、資料集17ページは、「適正配置の考え方について」です。

「(1) 地域に必要な子育てにかかる機能」では、平成22年度の適正配置部会で、地域に必要な子育てに関する機能として6つの機能が挙げられました。第3回、第4回の部会では、このうちの5番目の「公的機能」の部分を軸に審議いただきました。

(2)以下は、本日追加させていただいた資料集に移りますが、17ページの「(2) 公立施設に求められる役割について」のところで、「すべての子どもが希望する教育・保育を」と書いてありますが、部会の議論の中で、この「希望する」という文言が削除となっておりますので、そこは削除していただきたいと思えます。

そうした上で、本日配付させていただきました「追加分：第5回適正配置部会」と書いてある資料集をご覧ください。

1ページ、改めて「1. 適正配置に向けた考え方について」として、「(1) これまでの議論の整理」です。

第3回、第4回の適正配置部会での議論を通して、公立施設に求められる機能・役割は何かについて審議を行いましたが、結果的に、公的機能については、「公と民が互いに協働しながら、すべての子どもが教育・保育を受ける機会を保障する」ということに集約されるのではないかという整理をしております。

その「保障」のあり方については、下記にありますように、保障の内容は何かということであったり、保障を行う公・民の役割、協働のあり方についての検討が必要ではないか書いております。

続きまして、「(2) 「保障」の内容について」です。

「すべての子どもが教育・保育を受ける機会を保障する」と言いましたとき、その「保障」の内容をどのようにとらえるかが課題になってきます。これについては、



量的な面と質的な面の2つから考えることができると整理しております。

1つ目が「量的な保障」で、本市における現状を見ますと、待機児童や支援が必要な家庭の増加など、すべての子どもが教育・保育を受けることについての困難さが出ている部分がありますが、具体的な保障の内容としましては、「教育・保育を受けるための環境整備」、「保育需要を満たすための保育所等の整備」、「保育需要を満たすための保育所等の整備以外の検討」、これらが必要になるのではないかとしております。

2つ目の質的な保障に関しては、健やかな子どもの育ちにつなげていくことを目的として、幼稚園・保育所における教育・保育環境を充実していくことが重要ではないかと考えます。したがって、「教育・保育環境の充実（人的環境・物的環境・ワークライフバランス等）」、「幼稚園・保育所と各種子育て支援関連機能（保健、発達支援等）との連携」、「教育や保育の質の向上に向けた、公・民連携による研修・研究の実施」、そういうものもあわせて考えていく必要があるのではないかと整理しております。

2ページは、「(3) 公・民の役割、協働のあり方について」です。

部会では、さまざまな形でご意見をいただきまして、今のところの整理としては、ここに書いたような形になっております。これまでの議論を通しまして、また、これまでの実績からも、育ちの保障という意味では、公・民がともに地域における教育・保育を保障していく主体として十分な役割を發揮していく必要があるということがまず考えられます。

ただ、一方、DVや児童虐待などの福祉的ニーズを抱える家庭に対しては、公・民の協働、連携を前提としつつ、具体的な公的な責任のあり方についても今後検討していく必要があるのではないかとのご意見をいただいております。

このような考え方を踏まえて、今後、市の教育・保育についての将来像に向けて考え方を整理していくという整理がされております。

続きまして、3ページは、「(4) 適正配置に向けた考え方について」です。

施設についての議論がされていた関係もあるのですが、地域における教育・保育を受ける機会の保障という観点から、小ブロックごとに公立幼稚園と公立保育所について、目的を明確にして、原則、この表にありますような配置を基本として検討を行っていくという整理がされております。

まず、公立幼稚園については、当面ブロックごとに原則1箇所の配置を考えていく。ブロックごとの状況を踏まえて、園児数の少ない園については、保育所への転用等の検討を行っていくという考え方ができるのではないかと整理がされております。その下の「地域の状況に応じた検討の方向性」では、地域ブロックごとの特性・状況を踏まえて考えていく際、このような考え方ができるのではないかと整理がされております。

その下の段、公立保育所については、3点ありまして、公立保育所については、保育需要の状況を勘案して、ブロックごとに原則1箇所以上の配置を考えていく。ただし、公立保育所が存在しないブロックについては、近隣ブロックの保育所の配

置状況や民間保育所の状況を見て検討していく。3つ目に、保育所については児童館などとの複合施設になっている場合がありますが、そういうものの活用についても検討していくという整理をしております。

その下、「(イ) 幼保一体型施設」については、国の子ども・子育て新システムの報道がされておりますが、その動向を踏まえながら、幼保一体型施設の設置についても検討を行っていくという形での整理をしております。

続きまして、認可外保育施設についての説明をさせていただきます。

事務局 認可外保育施設の活用についてご報告させていただきます。

現在、西宮市内には認可外保育施設が60施設、開設されております。認可外保育施設については、認可保育所と同様、多様な保護者ニーズに柔軟に対応できるという特性があり、一部の施設では、認可保育所の待機児童の入所先となっている実態があります。

認可外保育施設の活用については、適正配置部会では、これまで、待機児童対策としての観点から、東京都における認証保育所制度の事例紹介を行いました。先ほどからお話が出ておりますように、保育の質を保障するための基準設定、待機児童が減少した時期の収束方法など、課題があることも確認いただいております。

今後、適正配置部会においては、認可外保育施設の活用を検討していく上では、現在、各施設においてどのような運営がなされているのか、また、保育の現状、運営者の意向を把握していく必要があるとして、今月、全施設を対象としたアンケート調査を実施しました。

調査については後ほどご説明させていただきますが、本市では、国が定めています認可外保育施設指導監督基準に従って、認可外保育施設に対する指導監査を実施しておりますので、その結果についてもあわせてご報告させていただきました。

資料集4ページの表にありますように、認可外保育施設指導監督基準については、大きく9つの項目について基準を定めており、指導監査では、それぞれの項目について確認を行っております。監査の結果、基準を満たしている、あるいは指摘を受けた項目があっても改善報告がなされた場合には、各施設に対して認可外保育施設指導監督基準を満たしている旨の証明書を交付しております。現在、市内でこの証明書の交付を受けている施設は21施設となっております。

また、指導監督基準の各項目について指摘を受けた施設数については、表のとおりです。

また、認可外保育施設において月極め保育以外の多様な保育事業の実施状況として、5ページの上にありますように、一時預かりを実施している施設が45施設、休日保育を実施している施設が14施設、夜間保育については、8時以降の実施が18施設が実施している状況となっております。また、24時間保育についても5施設で実施されておりますが、これはすべて病院内の保育施設です。

次に、認可外保育施設に対して今月実施しました調査結果です。調査票については、資料集6ページから9ページまでとなっております。

調査の集計結果については、ホッチキスどめをしております資料になっておりま

すが、今回の調査では、各施設の利用状況、一時預かりや休日保育、病児・病後児保育の実施状況について、また、待機児童の入所状況や各施設が抱えている運営上の課題といったことについてお尋ねいたしました。

市内60施設を対象に調査を実施しまして、現在41施設から回答をいただいております。ただ、後日提出したいという施設もありますので、今、お手元にあります集計結果をまとめた資料については、速報値ということでご覧いただければと思います。

今回の調査結果については、今後、分析を行い、また、先ほどの適正配置でありましたようなブロックの状況などともあわせた分析を行いまして、その結果を踏まえて活用について部会のほうで検討していく必要があると考えております。

副会長 以上3点についてこれまで適正配置部会で議論させていただきました。

会長 今報告された内容及び資料等について質問等はありませんか。

それでは、内容について検討したいと思います。

まず、1番目に報告されました適正配置に関する情報の整理については、何かご意見はありませんか。これは、事前配付資料の4ページから16ページになります。

2番目の適正配置の考え方についてはいかがでしょうか。

次に、当日配付された資料についてはいかがでしょうか。

特にないようですが、今回本当に貴重な資料がたくさんありました。アンケートもそうですが、A3横長で、ブロックごとに子育ての関連施設がどのように配置されているかという状況の表が入っておりました。これは、私もとても興味深く見せていただいて、こういう資料がありますと、今後検討しやすいなと思って見せていただきました。今後とも、私たちが活用していきながら、検討の資料にさせていただきたいと思います。

今回の論点になっているのは、今後の適正配置の考え方をどのように持っていくかということと、もう1つは、公立幼稚園・公立保育所の配置に関すること、この2点が大きな論点になります。先ほど案が紹介されましたが、この方向で検討を進めていくという理解でよろしいでしょうか。

委員 先ほども申し上げたように、子ども・子育て新システムという非常に大きな変革がある、その中でどのように考えていくのかということも、今日は数値などもいろいろと出ていますが、今後、有効な施設のあり方を考えていく上では、その点は押さえていかなければいけない問題かなと思います。

会長 本当におっしゃるとおりで、今後一番重要な観点だと思います。

委員 今の委員のご発言からですが、そうすると、「適正配置に向けた基本的な考え方」という3ページの表で、公立幼稚園は原則1箇所、公立保育所は原則1箇所以上の配置としています。総合こども園になった場合にどのようにするのかということは、今後検討ということですね。まだここがわかっていないから、こういう方向性を打ち出されているというところえ方でよろしいですか。(ア)と(イ)に分けて書いてあるから、これがつながっているのかなと思いつつ。

事務局 この点につきましても、上の表にも「当面」という形で書いた中で、一定の基準というものを踏まえながら考えていきますよと。ただし、新しい総合こども園なり一体型施設が出てきたときには、そのあたりも踏まえて十分検討していく必要があるだろうと考えていますので、あくまでも上のほうは、一定の基準として置きながらも、国の動向などを踏まえて、あと、人口の推計も十分に踏まえて考えていかなければいけないだろうと考えております。

会長 そのほかに何かございませんか。

特にないようでしたら、今のところはこういう形でまとめられているというところでご承認いただきたいと思います。

いろいろな報告がありましたが、先ほども言いましたように、2つの大きなポイントがあると思います。1つは、適正配置部会の今後の検討について、追加資料集2ページに示されているように、今後の課題としては、量的、質的な2つのポイントから整理していかなければならないというところで将来像を見据えていくということが報告されたと思います。その適正配置に向けた基本的なあり方としては、公立幼稚園はブロックに1つという報告がありました。幼保の一体型施設に関しては、委員からご質問がありましたが、今後の国から出た答申に基づいて検討していくことが示されています。また、公私の仕組みづくりに関しては、公立と民間とが協働しながら仕組みづくりをこれから考えていくという方向性も、ここで確認しておきたいことだということです。

2点目としては、幼稚園と保育所の配置に関するところで、先ほどまとめました将来像や協働の仕組みを踏まえて、委員から出た幼保一体型施設のあり方も今後の検討課題として、新システムの動向も踏まえ、そうしたことを想定しながら、今後のあり方を検討していくということでこの審議会で確認したということによろしいですか。

3つ目の認可外保育施設の活用については、まだ皆さんからご意見をいただいておりますので、いかがでしょうか。

委員 認可外保育施設に関して、先ほど保育内容についてチェックが必要なのではないかという話が出ました。そういうチェック内容とともに、東京の認証保育所でもいろいろな問題が出ているようです。朝行ったらもうなかったとか、結構大きなところがやっても、人件費を違う方向に使っていたりという話はちらちら聞きます。そのあたりの部分をしっかりとチェックした上でやっていかないと、難しい問題がまた出てくるのかなと思います。

会長 非常に重大な事件もありました。そのあたりも踏まえておく必要があるということですね。

委員、何か補足はありませんか。

委員 検討している内容に関しては、このように考えていただいて、保育内容に関しても、もちろん子どもたちの保育の質を高める方向を考えた上でのチェック内容はやってもらったらいいと思います。もちろんそれは、認可外に限らず、認可園も公立も、すべての子どもたちにかかわることは、同等に考えていただいたらいい

かと思えます。内容に関しては、認可外だからこうとかということではなくてですね。ただ、それに対して、それを求めるなら、サポートを必ずしていただけたらなとは思いますが。

でも、求めるところは、しっかりと求めて、子どもたちの置かれている状況は、先ほど委員がおっしゃったように、形の中で縛るというのではなくて、認可外は、弾力的に運営していますし、施設も小規模だったりするわけですから、その特性に合わせて、弾力的に考えていただけたらと思えますし、だからといって、内容を削っていくということではないということです。枠組みの中で大きな認可園や公立と同じように、数字的なところで合わせるのではない、そういう内容を検討したいというか、私たちもそのことを検討した上で、認可外に対するサポートをしていただけたらと思えます。

もう1点ですが、公立幼稚園や公立保育所の適正配置に向けた考え方が出ています。公立幼稚園に関してはブロックごとに原則1箇所の配置を考えていく、公立保育所についてはブロックごとに原則1箇所以上の配置を考えていくということが適正配置に向けた基本的な考え方として書かれてあります。これに関しては、平成33年におけるということなのでしょうか。現在からこのような考え方で取り組んでいくということなのでしょうか。これは質問です。

事務局 この基本的な考え方は、今、推計を出した中で、平成33年度までの数値をとらえながらも考え方で整理しています。ただ、これはあくまでも推計であって、実際にこれが極端に人数が減ってくるような実情が出てきたときには、その旨、きちんと精査しながらやっていかなければいけないだろうということもあります。西宮市の場合、例えば幼稚園でしたら休級・休園に関する規程もありますので、そういうものに該当するようになってくる場合は、当然ながら、前倒しもあり得るということです。ですから、そこまでのことの中で一定の整理をしていくということでは考えております。

委員 認可外保育施設についてですが、私自身が、保育所や幼稚園の実務の経験があって、熱意があって、こういう保育がしたいということで認可外施設を設立したのですが、たまたま私の場合は、運営面の経済的なものなどいろいろなことをアドバイスしてくださる方が周りにいたものですから、最初に計算していただいて、これだけの保育をするのなら、1人当たりの保育料、0歳児が幾らでということ全部割り出して、これが成り立たなければ運営は成り立たないんだという事実を突きつけられた上で、それでもやるのかという話でスタートしたという現状があります。ところが、周りの方から認可外を設立したいというご相談を受けると、現場の保育士をされていて、ものすごく困っている方たちがいらっしゃる、その方たちのためにお役に立ちたいという熱意はすごくおありになるけれども、経済面での知識は全くないという方がいて、経費のことなどは何も考えていらっしゃらないから、「それでは経営は成り立たないよ」という話になったり、逆に、全く保育のことを知らずに、経営面のお金のほうから入ってきて、「これは儲かる仕事だ」という形で設立しようとされている方もいらっしゃるのです。認可外といっても、子どもの

命を預かる仕事なので、育ちを保障していこうとすると、並大抵の努力ではできないのです。私も本当に反省ですが、設立してから後で届け出をするという形になっているので、勉強不足の面がいろいろとあって、実際にやってみると、「こんなに現実はどうなのか」と突きつけられることがあったのです。

ですから、認可外の設立に当たっての講習会というか、こういう現状があって、こういう難しさがあって、実際はこうなんだという、認可外設立をお考えの方に対しての説明会のようなものをしていただいて、「ちょっと待てよ。本当にやるのか」という疑問を提示していただけたら、安易に認可外を設立することは避けられるのではないかと思います。それぞれのプロフェッショナルなだけけれども、総合的なプロフェッショナルではない方たちに対して、市として取り組みをしていただいて、安直な考えで認可外を設立することの防止というか、そういうものも考えていただけたらなと思いました。

会長 それは、今後の課題として意見を残していきたいと思います。

本日の認可外の活用に関しては、指導監査における状況、あるいは多様な保育ニーズに対する対応の状況について、今、委員がおっしゃいましたが、実際に監査などに当てはめる状況のものをつくらないといけないわけですから、そういう事柄の設置条件等の意見が出ました。そのほかにも、調査に関する事、待機児童対策に関する事等が今報告でありました。それらのことについて何かご意見、ご質問等を伺えませんか。

委員 認可外保育施設の話は、両方の部会で話題が出てきて、私は両方に出ていますので、どっちがどっちなのかというところがあります。同じデータを使わないで話しているところがあるので、今回とった状況調査などを本当に活用して、いって、できるのかというところですね。非常に内容が重なっていて、同じことばかりやっているな、何か余り進展していないなというところがずっと見えていまして、認証の話が出てから何回やっているのかというぐらいで、その方向性も全然見えないし、先ほども「これは後でお話します」という言い方も出てきました。このあたりが一本化して話ができないのかなと思います。いかがでしょうか。

会長 私も、今日の報告を聞いていて、確かにダブリがあるなとは思いました。ここは私の意見ではなくて、まず、事務局にご意見を聞きましょうか。

事務局 先ほど委員の皆様から2つの部会で認可外保育施設について取り扱っていることに意味があるのか、あるいはわかりにくい、そういうご意見をいただきました。

この点については、どちらにするのがいいのかも含めて、整理させていただいた上で、また出すようにさせていただきたいと思います。こちらとしましても、アンケートはこちらでしか使わないとか、そういうことを意図しているものではありませんし、本当に今いただいたご意見を踏まえて考えさせていただければと思います。

会長 同じようなことが出てきているようですが、検討している視点が異なると思うのです。

委員 ただ、どちらも「何を決めたいのか」が見えたらいいなと思うのです。例

えば、認可外保育施設に対する補助とか、その方向性がみえないまま、それが認証とダブってくるので、認証したら補助ができるということと重なっていますから。ここでずっと中心に議論になってきたのは、「子どものため」ということが合致したところだと思うのです。

会長 今後これが進展していく中で検討しなければならなくなるときが来ると思いますね。認可外保育施設のことだけではなくて、ほかのセクションでも、いずれは合体して考えなければいけないときが来ると私は思っています。

副会長 委員的な立場での意見になりますが、表を見せていただくと、認可外保育施設に通っておられる方はわからないですが、定員は1,417人です。恐らく1,000人近い子どもさんが利用されているという現状はあるわけなので、こういう子どもたちやご家庭も含めて、その環境というか、教育・保育の関係をどう見ていくかが先に議論されるべきだと思うのです。

適正配置のほうは、幼稚園・保育所、民間・公立というところでどうするかということが話に出ていまして、これは、幼稚園も保育所も、要領と指針に基づいてされているというところでの適正配置を考えるわけです。そういう意味では、私がこう言うことは立场上申しわけないのですが、格差是正・こども支援部会のほうで、まず認可外保育施設の中身や実態についてしっかりと検討していただいて、費用のこともその中に入るのかなと思います。それをした上で、適正配置が考えられてしかるべきなのか、論の展開としてはそうなるのではないかと、委員としての考えとして申し上げたいと思います。

事務局 実は、2月1日に格差是正・こども支援部会がありますので、そのときに、もう一回そのあたりについて議論していただきまして、そのときに一定の整理をして、審議会にお持ちさせていただくということをお願いしたいと思います。

会長 では、部会長のほうからも一言。

部会長 今日拝見しました当日配付の追加分の資料ですが、適正配置部会のこれからの方向性についてはよく理解できました。ただ、当日いただいたものですから、少し質問と要望を3点させていただきたいと思います。

その前に、本当にデリケートな問題を扱っておられるなど、本当に難しいことがよくわかりました。

まず1つ目ですが、公の果たす役割ということで、「公的機能」という言葉が出てきますね。これが1ページの4行目から5行目に、「公と民がお互いに協働しながら」と出ています。ここに集約されましたとあるのですが、これだけならこちらの部会としても不十分だったのでしょね。結局これだったら、言っていないのと同じなので、2ページで「具体的な公的責任のあり方についても今後検討していく必要がある」となっています。それでまた言葉をかえて、3ページでは、「目的を明確にして」につながってくると思うのです。

私は、別の市での同じような統廃合の会議にかかわったことがあります。審議会での提言を実際に地域におろしたときに、当然、賛成、反対があって、特に反対のところをいかに説得していくか、納得していただくかというところで一番問題に

なったのが、公立幼稚園、公立保育所の目的なのです。ここが別の市ではぶれてしまったがために、收拾がつかなくなってしまうという経験があります。ですから、この「公的機能」、もっと具体的に言いましたら、公立幼稚園の目的とは一体何なのかをこれからぜひ詰めていただきたいなと思いました。

2つ目は、2ページの1行目に「育ちの保障」という言葉があります。1ページと事前配付の17ページでは「機会の保障」だったのですが、あえて使い分けておられるのですか。このあたりもご検討ください。

それと、多くの委員の方からご意見が出ている認可外保育施設ですが、4ページの中ほどの、「保育の質を保全していくことなど、認可外保育施設への支援のあり方とあわせて検討していく」とあります。これは、まさにうちの部会でやろうとしていることと同じです。先ほど津田グループ長がおっしゃったように、うちの部会が明後日ありますので、またここを検討させていただきたいと思います。

会長 確かに、副会長もおっしゃったのですか、内容的にどういうものがあって、何を保障するかの部分が一番大事ですね。今のお話で出ているのはそういうところだと思います。もうそろそろ2年がたとうとしています、今まで論議してきた事柄を踏まえて、もう一度整理し直すことが必要なのかなと思いました。今の論議を聞きながら、別々ではなくて、両方である事柄についてももう一度整合性をとっていくことが必要なのかなと思いました。

残念ながら、今おっしゃるように、認証制度に関しても、認可外保育施設に対する助成に関しても、まだ何も結論が得られていないのが確かにこの審議会での現状でありまして、今後きちんと検討していく必要があるのではないかと思います。2年たったわけですから、論議されたことを一度整理していただきたいと思っています。

そのほかにも、公立幼稚園の統廃合のことにに関して、ねらいというか、目的は何なのかということが明確でないと説得力に欠けるということも、ほかのことでも言えると思うのです。認可外保育施設の問題にしても、何ゆえという根拠のところ、例えば待機児童対策としての認証制度をすることになると、それはどういう理由でするのか、その妥当性はどこにあるのか、必要性はどの程度あるのかというあたりは、かなり明確に検討しないと、説得力に欠けるということになってくると思います。その意味で、今日いただいたアンケートの結果は、非常に重要な意味があると思いますので、ぜひ最終的な集計をしていただいて、その結果を生かして検討していただけたらと思っています。

そのほかにありますか。

委員 認可外保育施設に関しても、皆さんでいろいろと考えていただいて、私も考えていきたいなと思うのですが、適正配置のところの公立幼稚園や保育所をブロックに1つとか1つ以上という点です。

もちろん保育ニーズがどれだけあるかに合わせて数は決定されていくだろうし、もちろん市の財政の問題もあるとは思いますが、子どもが少なくなっているから保育所や幼稚園を減らしていくという考え方だけではなくて、子どもたちが歩いて



通っていける地域に保育所・幼稚園が必ずある。西宮は今、子どもがたくさんいるかもしれませんが、子どもが少なくなっている地域、たとえ3人の子どもしかいなくても、そこに学校もあり、保育所も必要であり、幼稚園等の機能を持ったところも必要であると考えていくと、人口的に子どもが少なくなったからといって、その保育所や幼稚園を減らしていくという数だけの話ではないと思うのです。適正配置なので、ここはこういう考え方になるんだろうなとは思いますが、子どもの保育環境や育つ環境などを考えたときに、子どもが少なくなったから遠くのところまで行かなければならないような状況だけは避けたい。バスに乗っていかなければ行けない幼稚園や保育所だけしかなくなるのではなくて、地域の中の核として子どもの施設はあってほしいなと思います。それがあから、その周りの子どもを持った若い世代も住んでいける、住み続けられるという逆の考え方もあるのではないかなと思うのです。

適正配置は数の面で考えていらっしゃるの、こういう考え方になるのだろうなとは思いますが、あいまいな言い方で申しわけありません。

会長 状況は違いますが、ある過疎地帯で、本当は統合したいけれども、そこをとってしまったら、その地域の人が行くところなくなるということで、近くにあればいいというのはお気持ちは非常によくわかりました。

委員 こうやって見ていると、部会に出ている、出ていないで非常に温度差があって、前回、公立幼稚園・保育所のことを議論している中で、もっと俯瞰的に見ていくべきだという考え方を私は持っていて、西宮の子どもたちが通いたいところに通えるという話をしたのですが、審議会でもう一回同じ議論になってきて、非常に温度差を感じるのです。ここまでこういう議論を部会でしましたということは、一定お伝えしていただいているのですが、それをわかっていただいた上で議論しないと、また同じことを議論しないといけないということになって、進めないといけないことがなかなか進まないなとずっと感じています。

ですから、前回は相当突っ込んで話をさせていただきましたので、もう一遍やればいいのかのようになりますが、今出たようなことも、前回お話しさせていただいたので、いい伝わり方がないと、この審議会でもう一回振り出しに戻って、次にまたもう一回同じことを議論してくださいということになるので、いい方法はないのでしょうかね。

副会長 方法については、事務局で共有の方法を考えていただいたらいいのですが、今の委員のおっしゃることはごもっともなのです。

2つあるのですが、1つは、この表にもあるように、待機児童があるという需要と供給のバランスの問題が1つあって、それはどうしてもものすごくデリケートな問題だけれども、この部会でクリアしなければいけないことだということはあるので。ただ、委員がおっしゃったように、どの地域でも望む保育なり教育をきっちり提供できるような適正配置ということで、ですから、単なる数合わせのことをやっているわけではないということなのです。公・民、幼稚園・保育所をあわせて、少なくとも小ブロックの中では、通いたいところにちゃんとアクセスできて、そこで

同質の内容のものが提供できるようにということがベースに考えていこうということで、このあたりは、前回の部会でも、時間は十分でないかもしれませんが、議論させてさせていただいたことはお伝えしておきたいと思います。

委員 最初から公立幼稚園・公立保育所の「公立」とは何かということが課題にあって、公立の意義というのは何だろうかということを通じて部会の中でお話をさせていただいていました。知り合いの方などから「公立に入りたのに入れたい」という声があったので、公立というのはそんなに狭き門なんだと思ったのですが、資料を示していただくと、場所さえ選ばなければ余っている状況にあることがわかったのです。公でできることは公で、民でできることは民でということもありますが、公にこだわらなくても、近くへ歩いていく子どもあれば、遠くてもバスに乗って入りたところに入る子どももあるので、そういう意味で言うと、公立、民間にこだわるのではなくて、先ほど言われたように、適正配置ということで、どれぐらいの幼稚園・保育所があればいいのかという話になると思うのです。でも、私の個人的な意見ですが、公立の中に公的な機能があってほしいな、セーフティネットというか、何があっても最後に拾ってくれるのは公かなと思ったりすると、公立も残ってほしいです。もちろん、公立が好きな親御さんもいらっしゃいますし、私学の建学の精神に惹かれて行かれる方もいらっしゃるので、多様な選択肢の中の1つとして公立があるということもまず一つかなと思うのです。

ただ、地域になじんでいる公立もありますので、そのあたりはすごく悩ましいなと思うのです。幼稚園は原則1箇所と言われたときも、「それは原則ですね」という話だったのですが、地形や子どもの人数でそれは変わってくるのかなという話はしていました。しかし、そこにとどまっていはいけないので、子どもが望むのか、親が望むのかわかりませんが、西宮の子どもとしていい保育、いい幼稚園教育が受けられるような体制にできたらなということが最後の一つの思いであります。

もう1つ、認証保育所に関してですが、最初、私自身は、待機児童対策としての認可外保育施設の認証制度という考え方があったのですが、だんだんとお話を聞いているうちに変わってきて、短絡的に認証を与えて、そこに入ってもらう待機児童対策としていいのかなという考えもあったりして、やはり保育の質も大事なかなと思ってくると、そこですくんでしましまして、話が進まないというか、すごく難しいなと思って、短絡的には決められないと、すごく迷いはあります。部会の中でお話しさせていただいて、お話を聞いて、そうなんだと思うこともあれば、やっぱり違うんじゃないかと思うこともあったりで、行きつ戻りつしながら考えています。

会長 今出ている事柄は、2つの部会から出てきていて、ここで2つのことを報告して、お互いにそれぞれで論議している事柄を共通理解し、そこで決定されたことを認めていくことが、この会議の役割だと思うのです。そういう意味では、それぞれの部会の委員が既に論議されたことを蒸し返してここに出すようなことは避けていただきたいのと、部会で決定したことは既に決定したこととして、そこから

スタートしていただくように、これから発言をよろしくお願ひしたいと思ひます。

全体的には何回しか会えないので、どうしてもあいまいなことがたくさん残ったり、聞きそびれたことが出てきたり、そういうことは十分理解しておりますが、ここで出てきたものを今後の検討課題として取り上げるかどうか、聞くだけで流すかは、一応私としては配慮して進行させていただいているつもりでおりますので、ぜひ発言のほうもご理解いただけたらと思ひます。

委員 お願ひですが、それでしたら、きっちりと決まった部分についてはこういうふうになり、この部分について話してくださいと、明確に言っただかかないと、何となく流れの中でいってしまうと、またなってしまうような気がいたしますので、よろしくお願ひします。

会長 私の司会の仕方が悪かったということですね。私は、そのことはちゃんと理解してやっているつもりですけれども、今後気をつけさせていただきます。

委員 そのこと以外で、同じ題名でまた部会にも出てるし、やはり継続して出てくるわけですね。ですから、どこどこまで決めたから、次はここを決めましょうかという形でなくて、全体のことを常にしゃべっているようなところがないわけでもない。ただし、結局、どこからどういうふうに決めていったらいいのかというのは、非常にシビアな問題があると思うのです。適正配置部会でも、どこかを決めて、それを当てはめていく、どこからどのように決めていくかを決めていくという変なパズルみたいな形になるのかなと思うのです。そのパズルを常にぐじゃぐじゃやっているうちに、これはこうだよなと決まっても、なかなかそれはいかないという部分があったりしながらも、いろいろ話をしている。それが決定事項か、決定事項でないかわからないうちにまた話をしなければいけないということで、なかなか進んでいかないのかなと思うのです。

では、どういうふうが一番早く進めたらいいのかというと、なかなか難しい問題はあるのかなと思うのですが、今日は大分押さえていただいたと思うのですが、以前は余りそのあたりを押さえられていなかったのかという気がします。

会長 わかりました。以後、気をつけさせていただきます。

ちょうど時間が来ましたので、これで会議を終了させていただきます。

事務局へマイクをお返ししますので、よろしくお願ひします。

事務局 ご審議ありがとうございました。

事務連絡ですが、まず、格差是正・こども支援部会は、先ほどお話ししましたが、2月1日(水)、7時から9時までという遅い時間で申しわけありませんが、8階のこの場所で開催させていただきます。

第6回の格差是正・こども支援部会については、2月24日(金)、朝になりますが、10時から12時、場所は、職員会館の1階大会議室で開催させていただきます。

また、適正配置部会については、第6回の部会を2月28日(火)、5時から7時まで、職員会館の1階大会議室で開催させていただきます。

最後に、第5回審議会を、3月22日(木)、10時から12時で、東館8階の大ホール

で開催いたします。

事務連絡は以上です。

会長 それでは、本日の審議会はこれで終了させていただきます。

ありがとうございました。

〔午後 9 時03分 閉会〕

【審議会委員出席者名簿：10名】

| 所属団体・役職名等       | 氏名    |
|-----------------|-------|
| 西宮市私立幼稚園連合会 理事長 | 出原 大  |
| 関西学院大学 准教授      | 上中 修  |
| 西宮市民間保育所協議会 会長  | 内田 澄生 |
| 西宮市民生委員・児童委員会   | 熊谷智恵子 |
| 武庫川女子大学 准教授     | 倉石 哲也 |
| 武庫川女子大学 非常勤講師   | 酒井修一郎 |
| 公募委員            | 庄野 好美 |
| 神戸松蔭女子学院大学 教授   | 寺見 陽子 |
| NPO 法人はらっぱ 理事長  | 前田 公美 |
| 公募委員            | 村上美也子 |

【事務局職員出席者名簿：16名】

| 所属・役職・氏名            |
|---------------------|
| 【健康福祉局】             |
| 健康福祉局担当理事 山本 晶子     |
| こども部長 多田 祥治         |
| 子育て企画グループ長 岡崎 州祐    |
| 保育所整備グループ長 緒方 剛     |
| 保育所事業グループ長 尚山 和男    |
| 保育指導担当参事 清原 昭代      |
| 子育て総合センター所長 小田桐 正   |
| 子育て企画グループ 係長 岩崎 祐史  |
| 子育て企画グループ 係長 河内 紀子  |
| 【教育委員会】             |
| 教育次長 伊藤 博章          |
| 学校教育部長 田近 敏之        |
| 学事・学校改革グループ長 津田 哲司  |
| 幼稚園担当参事 疋田 康弘       |
| 研修グループ長 大西 邦夫       |
| 特別支援教育グループ長 中畑 直子   |
| 学事・学校改革グループ 係長 河内 真 |